

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名
日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務 全項目評価書
評価実施機関名
日本私立学校振興・共済事業団
提出日
令和7年10月3日
概要説明日
令和7年10月15日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 特定個人情報ファイル(年金ファイル)	4
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	11
○ 総評	12
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報
報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、日本私立学校振興・共済事業団が公的年金業務等に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルを取り扱う委託事項の追加に伴い、当該委託開始前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、日本私立学校振興・共済事業団のホームページにて、30日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。 なお、再実施の理由となる事務については、公的年金等の支給に当たり、特定個人情報ファイルを取り扱う委託事項を追加するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務に係る番号制度への対応は日本私立学校振興・共済事業団企画室が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 ～ P.4	I 1. ②	問題は認められない	日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務の内容について、学校法人等及び加入者の適用事務、年金裁定・給付事務、記録照会・年金相談事務、年金からの住民税の特別徴収に係る事務及び被用者年金の一元化に伴う申請書等の受付・回付事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 別添1の事務の内容において、年金請求者等から紙媒体、電子記録媒体等又は電子申請により入手した個人番号等や情報提供ネットワークシステムを介し入手した公的給付支給等口座登録簿関係情報等、公的年金の支給に必要な情報を公的年金業務システムで特定個人情報ファイルとして保有すること等、特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、個人番号を利用することにより、年金請求者等に求めている書類の提出が省略できること等、期待されるメリットについて具体的に記載されている。 また、情報提供ネットワークシステムによる情報連携について、法令上の根拠が適切に記載されている。
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.5 ～ P.7	I 2. ②	問題は認められない	
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.5 ～ P.7	I 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.8	I 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.8	I 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.9 ～ P.15	I (別添1)	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(9) 特定個人情報 ファイルを取り扱うプ ロセスにおいて特定 個人情報の漏えい その他の事態を 発生させるリスクを、特 定個人情報保護評 価の対象となる事務 の実態に基づき、特 定しているか。	—	—	P.25 ～ P.41	Ⅲ、Ⅳ	問題は 認めら れない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
(10) 特定されたリス クを軽減するために 講ずべき措置につ いての記載は具体的 か。 (11) 記載されたリス クを軽減させるた めの措置は、個人のプ ライバシー等の権利 利益の侵害の未然 防止、国民・住民の 信頼の確保という特 定個人情報保護評 価の目的に照らし、 妥当なものか。	⑨ 特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	70. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、評価の実施を担当 する部署自らが、どの ように自己点検するか 具体的に記載している か。	P.41	Ⅳ 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検及び監査については、個人情報 管理規程に基づき、情報セキュリティに関 する自己点検計画を策定し、年に1回以 上、全職員及び派遣職員に対し自己点検 シートを配布の上、自己点検を行わせ、点 検結果を提出させていること、セキュリティ 監査時は、自己点検の結果を確認し、総括 保護管理者に報告すること、評価書全体の 点検を特定個人情報事務取扱担当部署に おいて実施していること等が具体的に記載 されている。
		71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.41	Ⅳ 1. ②	問題は 認めら れない	従業者に対する教育・啓発については、 個人情報管理規程に基づき、全職員及び 派遣職員を対象にした年1回以上のセキュ リティ研修とセキュリティ自己点検を実施し ていること、保護評価書の意義、見直しに 係る実施手続や時期、違反があった際の 措置等に関する教育研修を実施しているこ と等が具体的に記載されている。
		72. 特定個人情報を取り 扱う従業者等に対し ての教育・啓発や違反 行為をした従業者等 に対する措置につ いて具体的に記載し ているか。	P.41	Ⅳ 2.	問題は 認めら れない	
		73. 国民・住民等から の意見聴取により得 られた意見を踏ま えて評価書のどの箇 所をどのように修正 したかを具体的に記 載しているか。	P.43	Ⅵ 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見はなかったことが記載さ れている。
(12) 個人のプライバ シー等の権利利益 の保護の宣言は、国 民・住民の信頼の確 保という特定個人情 報保護評価の目的 に照らし、妥当な ものか。	—	—	P.1	表紙	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団は、公的 年金業務において特定個人情報ファイル を取り扱うに当たり、特定個人情報ファイル の取扱いが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼしかねないことを理解し、 特定個人情報の漏えいその他の事態を 発生するリスクを軽減させるために適切な 措置をもって個人のプライバシー等の権利 利益の保護に取り組んでいることを宣言し ている。

特定個人情報ファイル
(年金ファイル)

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.16	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	特定個人情報の入手・使用については、入手方法として紙媒体、電子記録媒体等及び電子申請を利用して個人番号を入手すること、使用方法として個人番号は生涯共済番号と紐付けて管理を行うこと、個人番号は情報提供ネットワークシステムを介した情報提供・照会において使用すること等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、業務システム開発・維持管理業務を委託すること、委託する特定個人情報ファイルの範囲は一部であること、委託先への特定個人情報ファイルの提供方法は私学事業団の閉域網のシステム内でのファイル利用、データベースの参照であること、再委託に当たっては相手方の商号又は名称、住所及び連絡先、再委託する相手方の業務の範囲、再委託する必要性及び合理的理由、再委託する相手方が委託される業務を履行する能力及び報告の方法、再委託する相手方の個人情報等を含む情報セキュリティ、安全管理措置の管理体制及び事故が発生した場合の連絡体制、契約金額等を記載した「再委託承認申請書」を私学事業団に提出し、私学事業団の承認を得ること等が具体的に記載されている。 特定個人情報の保管・消去について、システムデータはデータセンターで一括管理をしていること、端末は盗難防止用チェーンにて盗難・紛失防止対策を行っていること等が具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.16	Ⅱ 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.17	Ⅱ 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.17	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.18	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の実態の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との実態の方法や実態の理由を具体的に記載しているか。	P.18	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を利用した統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.18	Ⅱ 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.18	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.19 ～ P.21	Ⅱ 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.19 ～ P.21	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.19 ～ P.21	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.22 P.65 ～ P.82	Ⅱ 5. ②	問題は認められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.22	Ⅱ 5. ②	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、手続に必要な事項のみを規定した様式により情報を入手すること、学校法人等が電子記録媒体等又は電子申請による届出を行う場合、ホームページ上で公開している「電子媒体作成機能」等のチェック機能により、審査に必要な情報が入力されていること及び定められた仕様に沿っていることを確認すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、学校法人等が電子申請による届出を行う場合、申請データは暗号化され暗号化に使用する暗号鍵は、クラウド事業者のサービス内で管理されるが、クラウド事業者が直接アクセスすることはできないこと、また、学校法人等が電子記録媒体等による届出を行う場合、ホームページ上で公開している「電子媒体暗号化ツール」を使用し、「CRYPTREC暗号リスト(電子政府推奨暗号リスト)」に則り情報を暗号化した上で日本私立学校振興・共済事業団に提出させ、郵送する際は簡易書留等により誤送付防止を図ることを推奨していること、「電子媒体作成機能」及び「電子媒体暗号化ツール」は、CMSで管理しており、WEBサーバ上のコンテンツの更改はCMSサーバからのみ可能とし、WEBサーバにおける悪意ある第三者によるコンテンツの改ざんについては、改ざん防止機能で検知・対処できるよう対策を講じていること、学校法人等から電子記録媒体等による届出があった場合、取込用PCを使用してウイルスチェックを行い、不正なプログラムが含まれていないことを確認すること、提出された電子記録媒体等は、受付簿を作成し、電子媒体に受付日・受付番号及び電算処理日を付して、処理を行うまでの間、鍵付きの保管庫にて保管・管理していること等が具体的に記載されている。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策として、業務システムのログイン認証では、職務の利用権限によって、利用できる機能をシステムの制御していること、学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、取込用PCを使用して届出内容を適用徴収システム(私学事業団の閉域網のシステムであり、外部システムとの接続はないシステム。)に取り込むこと等が具体的に記載されている。 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、全ての端末において、ログイン時は、生体認証(顔認証方式)を実施していること、職務の利用権限によって、業務システムの利用できる機能をシステムの制限していること、取込用PCの設置及び電子記録媒体等を保管する場所は、「情報セキュリティ対策基準」等において定める要管理対策区域に設置・保管し、入館証の着用・明示により部外者の立入りを制限していること、取込用PCは、操作者(ユーザID)、ログイン日時等の特定が可能となる情報を監査証跡としてシステムに記録する機能を導入し、当該ログは必要に応じ随時にチェックを行うこと等が具体的に記載されている。 従業者が事務外で使用するリスク対策として、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止すること、業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にアクセスできないが、障害対応等の限定的な作業においては、特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応することでアクセスが可能であること等が記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、特定個人情報は、アクセス制御等によりセキュリティが担保されている基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードできないこと、バックアップを作成するために特定個人情報を媒体に書き出す操作は、システムの運用スケジュールにより、マシン室内の端末で操作され、アクセスログが残されていること、特定個人情報にアクセスする際、アクセスログを記録し、オンライン監査証跡機能を導入していること、業務システム開発、維持管理業務の事業者は、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使用することのみでシステムにアクセス可能とし、作業場所の管理等の状況については、私学事業団が年1回以上の実地検査により確認すること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29 ～ P.30	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使わないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.31	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	申請書等の記載内容のパンチ業務、業務補助、業務システム開発・維持管理業務を委託するとしているが、調達時の確認として、委託先は、認証資格を取得するなど情報セキュリティの管理体制が確保された業者とすること、契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を取り交わすこと等が具体的に記載されている。 委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務委託員を必要最小限に限定し、当該者のみアクセス権限を付与すること、オンラインで参照した場合は、使用者及び参照箇所のログを取得し、一定期間保管すること、契約書に、契約の履行において知り得た秘密を他に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていないこと等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の再委託について、再委託契約を結ぶ際に、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化、特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止、再委託の原則禁止(再委託する場合は、私学事業団の承認を得ること。)、漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け、漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去、特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化、従業者に対する監督・教育、委託先への監査、立入調査、データや書類の配送、授受、保管・管理方法、契約内容の遵守状況について報告の義務付け等を盛り込むこととし、委託先による再委託先に対する必要かつ適切な監督の下、再委託先において安全管理措置が講じられていることを確認すること等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.33	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不適切な方法で提供・移転が行われるリスク対策として、国税庁へ提供する法定調書(公的年金等の源泉徴収票及び支払調書)データの提出については、提出する媒体の規格が定められており、暗号化した上で、提出時にチェックシートによるチェックを行い、媒体とともに提出し受領印を取得していること、市町村(地方税共同機構)へ提供する公的年金等支払報告書の提出については、提出する媒体の仕様が定められており、暗号化した上で、提出時は公的年金情報電子媒体送付書に双方で確認印を押印して提出し、返還時は公的年金情報電子媒体返還書に双方で確認印を押印して返還を受けること、日本年金機構へ提供する国民年金第3号被保険者関係届のデータについては、仕様書によりファイルの形式や項目等が定められており、電子回付の方法は、日本年金機構が提供する届出書作成プログラム又はe-Gov電子申請に限られ、作業を実施する際は、複数名で実施し作業結果を管理者が確認すること等が具体的に記載されている。 誤った情報を提供・移転してしまうリスク対策、誤った相手に提供・移転してしまうリスク対策として、公的年金給付総合情報連携システムでの提供については、専用線を用いて行うことにより、決められた提供先のみに必要な情報を提供できる仕組みが構築されていること、厚生労働省(日本年金機構)が提示したセキュリティポリシーに従っていること、日本年金機構へ提供する国民年金第3号被保険者関係届のデータについては、仕様書に基づき、プログラムにより、データを抽出し作成しているため、誤った情報を作成することはないこと、電子回付の方法は日本年金機構が提供する届書作成プログラム又はe-Gov電子申請に限られていること、作業を実施する際は複数名で実施し、作業結果を管理者が確認すること等が具体的に記載されている。
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.34	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する仕組みとすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止すること、運用については、申請・請求の都度、複数名の職員によって照会対象の確認等審査業務を行い、情報照会のログと口座関係情報の利用の有無等を随時分析すること等のリスク対策が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとすること、公的年金業務システムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(文部科学省ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、漏えい、紛失のリスクに対応すること等が具体的に記載されている。
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク6:	問題は認められない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.37	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、全ての端末において、ログイン時には、生体認証(顔認証方式)を実施していること、マシン室(サーバの設置場所を含む。)の入退室は、入退室管理システムによりチェックを行っていること、学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、受付簿に受付の記録を残し施錠できる保管庫に保管していること、電子申請については、申請データをクラウド事業者が保有・管理する環境で管理していること、クラウド事業者については政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているクラウド事業者を調達要件としていること、バックアップ媒体は運用サイクルに沿って利用され、利用既定回数に達した媒体は、破壊及び破棄を実施しており、廃棄履歴管理も行っていること、業務システム開発、維持管理業務の事業者は、障害対応等の限定した作業においてのみ、特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応することでアクセスすること、私学事業団から貸与する端末かつその端末で専用線を使用することのみシステムにアクセス可能とすること等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	技術的対策として、外部からの不正アクセスを防止するため、インターネット利用端末と業務システム利用端末とは、ネットワークが分離されていること、業務システム利用端末はドライブの暗号化及びデータ持出し不可の制御を実施していること、申請データへのアクセスに対しては、ネットワーク制限による外部アクセスの制御等を実施していること、電子申請について、法人共通認証基盤(GBizID)によるID/PW方式かつGBizIDアプリの多要素認証によって、なりすましを防止し、提出者等からの情報のみ受け付けるようにシステムで制御されていること、業務システム開発、維持管理業務の事業者は、ユーザーの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にアクセスできず、障害対応等の限定した作業においてのみ、特定個人情報を一時的に使用可能となるように私学事業団が対応することでアクセスすること、作業場所は指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置し、管理等の状況については私学事業団が年1回以上の実地検査により確認すること等が具体的に記載されている。
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、特定個人情報を消去(廃棄)した場合、消去(廃棄)した記録を保存し、これらの作業を委託する場合、委託先が確実に消去(廃棄)したことについて、証明書等により確認すること、クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって、ワイプ処理もしくは消磁処理を行った上で物理的破壊によりデータを消去すること、業務システム利用端末については、端末入替の際に、事業者が端末のデータの消去を委託し、確実に消去したことについて、証明書等により確認すること等が具体的に記載されている。
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、学校法人等から提出された届出の電子記録媒体等については、特定個人情報を消去(廃棄)した場合、消去(廃棄)した記録を保存し、これらの作業を委託する場合、委託先が確実に消去(廃棄)したことについて、証明書等により確認すること、クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって、ワイプ処理もしくは消磁処理を行った上で物理的破壊によりデータを消去すること、業務システム利用端末については、端末入替の際に、事業者が端末のデータの消去を委託し、確実に消去したことについて、証明書等により確認すること等が具体的に記載されている。
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.40	Ⅲ 7. その他のリスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	74. 特定個人情報ファイルを取り扱う委託事項を追加するに当たり、その際の特定期間個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21 P.30 ～ P.31 P.38 ～ P.39	Ⅱ 4. Ⅲ 3. リスク3 リスク4 Ⅲ 7. リスク1	問題は認められない	委託先事業者の従業者が事務外で不適切に特定個人情報を使用したり、不正に複製すること等に対するリスク対策として、 ・業務システム開発、維持管理業務の事業者は、原則としてユーザの権限管理や運用ルールにより特定個人情報にアクセスできないこと ・障害対応等の限定した作業においては、私学事業団が対応することで、特定個人情報を使用可能であること ・私学事業団から貸与される端末かつその端末で専用線を使用することのみシステムにアクセス可能とすること ・原則として、委託先への特定個人情報ファイルの提供方法は、私学事業団の閉域網のシステム内でのファイル利用、データベースの参照であること ・常駐でない者の作業場所は指静脈認証による入退室管理と監視カメラを設置していること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

【総評】

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う委託事項の追加に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネット利用端末と業務システム利用端末とはネットワークが分離されていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施するとともに、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要である。
- (4) 委託先事業者による特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (5) 情報漏えい等に対するリスク対策については、新規のリスク対策が確実に実行されるように研修や説明会等を通じた職員や委託先事業者の従業者への意識付けを行うとともに、評価書に記載されたリスク対策が既存、新規問わず遺漏なく実行されているか、適時適切に確認することが重要である。
- (6) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。